ビジネスセミナーで学生に 高額なコンサルティング契約!



大学の友人に「ビジネスセミナーに参加しないか」と誘われて参加した。



内容は、SNSで集客し得意分野の情報を販売し、利益を得るネットビジネスの話だった。「スキルを身に付けることが重要だ」「就職に有利になる」などと言われ、「月に100万円稼ぐ人もいる」「大手企業から内定をもらった人がいる」と成功談を紹介された。



ビジネスをするためには会員になる必要があり、約30万円で教材などの 購入とコンサルティング契約がセットだった。



お金が無いと言って断ろうとしたが、「クレジットカードを作って支払えばよい」と言われ、断り切れずにクレジットカードを作り契約した。



しかし、実際には全く儲からず支払いが苦しい。

(アドバイス)

- ◆セミナー会場に安易に足を運ばないでください。断りにくい状況になり契約 してしまうことがあります。
- ◆親しい友人からの誘いでも、少しでも気が進まなかったり不審な点があれば、 はっきりと断りましょう。
- ◆契約のためにクレジットカードを作らせたり、借金を勧める業者には注意してください。

「スキルを身に付ける」「就職に有利」「人脈が広がる」などの若者向けの 誘い文句に惑わされないようにしましょう。また、セミナーでは成功談ばか りを強調する業者がいますが、事実である保証はありません。

- ◆少しでもおかしいと思った場合は、お金を支払う前に、お住まいの市町村の 消費生活センターに相談しましょう。
- 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 第45号 2020年12月

事例提供:福岡市消費生活センター 発行:福岡県消費生活センター